

横浜市総合保健医療センター

指定管理者 公募要項

平成17年10月

横浜市衛生局

< 目次 >

1	指定管理者制度導入の目的	1
2	公募の概要	1
	(1) 施設名称	1
	(2) 指定期間	1
	(3) 公募を行う者	1
	(4) 指定管理者の公募及び選定の方式	1
	(5) 選定委員会の設置	1
	(6) 選定結果等の通知及び公表	2
	(7) 交渉	2
	(8) 協定の締結	2
3	指定管理者が行う業務	2
	(1) 施設の運営に関する業務	2
	(2) 施設の維持管理に関する業務	2
	(3) その他の業務	2
4	事業収支に関する事項	3
	(1) 経費の支払	3
	(2) 管理口座	3
	(3) 市が支払う指定管理経費に含まれるもの	3
	(4) 収入として見込まれるもの	3
5	指定管理者の公募に関する事項	3
	(1) 公募及び選定のスケジュール	4
	(2) 指定管理者の公募等の手続	4
6	応募に関する事項	5
	(1) 応募資格	5
	(2) 応募者の形態	6
	(3) 提出書類	6
	(4) 留意事項	6

7	審査及び選定に関する事項	7
	(1) 選定方法	7
	(2) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会	7
	(3) 評価項目	8
8	協定に関する事項	8
	(1) 協定の締結	8
	(2) 協定の内容	8
	(3) リスク分担の考え方	9
9	自己評価及び実績評価に関する事項	10
	(1) 事業報告書の提出	10
	(2) モニタリングの実施	10
	(3) 自己評価の実施	10
	(4) 市による改善勧告	10
10	関係法令等の遵守	10
11	留意事項	10
	(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項	10
	(2) 事故への対応に関して特に留意すべき事項	10
	(3) 管理運営状況の公開	11
	(4) 課税に関する事項	11
12	その他	11
	(1) 事業の継続が困難となった場合の措置	11
	(2) 鶴見川多目的遊水地について	11
	(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置	12
◆	問合せ先	12

1 指定管理者制度導入の目的

「公の施設」の管理運営主体（直営以外の場合）については、公共性の確保の観点から、地方自治法により公共的団体に限られていましたが、地方自治法の一部を改正する法律が平成15年9月に施行され、民間事業者にも管理運営を委ねられることになりました。

この制度は、公の施設が、多様化する住民ニーズにより効果的・効率的に対応し、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的とするものです。

横浜市（以下「市」という。）では、横浜市総合保健医療センター（以下「センター」という。）の管理運営にあたって指定管理者制度を導入し、広く事業者を公募して、管理運営についての創意工夫ある提案を募集します。

【参考】根拠法令

地方自治法第244条の2（第1項及び第2項省略）

3 普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。

2 公募の概要

(1) 施設名称

横浜市総合保健医療センター

(2) 指定期間

平成18年7月1日から平成23年3月31日まで

(3) 公募を行う者

横浜市衛生局長 岸本 孝男

(4) 指定管理者の公募及び選定の方式

公募型プロポーザル方式により、優先交渉権者及び次点交渉権者を選定します。

ア 書類審査

施設の管理運営に関する考え方、事業の具体的提案等を求め、審査・評価を行います。

イ プレゼンテーション及びヒアリング審査

書類審査と合わせ、応募者から直接の説明を求めるとともに、これに対し聞き取りを行い、審査・評価を行います。

(5) 選定委員会の設置

指定管理者の指定にあたり、応募者の審査・評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行うため、横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置します。

(6) 選定結果等の通知及び公表

選定結果は、応募者に対して速やかに通知します。

また、選定の経過及び結果は、指定管理者として選定後、応募者名、得点及びその内訳を含め、市のホームページへの掲載等により公表します。

ホームページ

http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kanri/yccc/yccc-koubo.html

(7) 交渉

市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、仮協定を締結します。

交渉の過程において、優先交渉権者の事業実施の困難性が明らかになった場合や協議が成立しない場合、市は次点交渉権者と協議を行います。

(8) 協定の締結

優先交渉権者（又は次点交渉権者）は、横浜市議会の議決を得て指定管理者として正式に指定された後、市との間で協定を締結します。

3 指定管理者が行う業務（詳細は、別添「業務の基準」を参照）

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 診療所の運営
- イ 介護老人保健施設の運営
- ウ 精神障害者支援施設の運営
- エ 相談・情報提供等の実施
- オ 要援護者の在宅支援等事業
- カ 緊急時の対応
- キ 自主事業の実施

(2) 施設の維持管理に関する業務

- ア 施設・設備機器保守管理業務
- イ 清掃業務
- ウ 什器備品等の管理業務
- エ 保安警備業務
- オ 環境衛生管理業務
- カ 廃棄物処理運搬業務
- キ 情報管理システム保守管理業務

(3) その他の業務

- ア 事業計画書・事業報告書の作成及び自己評価
- イ 自己評価
- ウ 苦情解決機関の設置
- エ 安全管理に関する取組み

- オ 個人情報の取扱い、情報公開に関する業務
- カ 横浜市が実施する業務への協力
- キ その他

4 事業収支に関する事項

センターの管理運営においては、利用料金制を導入しているため、指定管理者は、市が支払う指定管理経費や利用料金等を財源として、管理運営を行います。

指定管理経費の上限額は、次のとおりとします。

指定管理経費の上限額	：	870,000千円	(1年間)
------------	---	-----------	-------

※ただし、平成18年度は7月から翌年3月までの9箇月間となるため、上記金額の4分の3を上限額とします。

(1) 経費の支払い

会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに支払います。

なお、支払時期や方法は、市と指定管理者で協議のうえ、協定において定めます。

(2) 管理口座等

指定管理者としての業務に係る経費及び収入は、団体自体の口座とは別の口座で管理し、会計上も区分して経理を行ってください。

(3) 市が支払う指定管理経費に含まれるもの

- ア 人件費（給料・手当、法定福利費、労務管理費、職員研修経費等）
- イ 施設管理経費（施設・設備保守管理経費、光熱水費、修繕費等）
- ウ 事業費
- エ 事務費
- オ 公租公課（消費税及び地方消費税、事業所税等）

(4) 収入として見込まれるもの

- ア 利用料金収入・・・横浜市総合保健医療センター条例第8条で定める利用料金（診療報酬、介護報酬、特別室料、実費相当額など）
- イ 自主事業による収入
- ウ その他目的外使用に伴う収入 等

5 指定管理者の公募に関する事項

■公募に関する情報は、ホームページにおいて、随時提供します。

URL：http://www.city.yokohama.jp/me/eisei/shitei_kanri/yccc/yccc-koubo.html

■公募説明会等の参加申込、質問等は、Eメールで受付します。

E-mail：ei-yccc-bosyu@city.yokohama.jp

(1) 公募及び選定等のスケジュール

指定管理者の募集及び選定スケジュールは、次のとおりを予定しています。

項 目	時 期
ア 第1回選定委員会	平成17年10月4日
イ 公募要項等の公開	10月7日～
ウ 公募説明会の開催（施設見学会を兼ねる）	10月25日
エ 質問書の受付	10月26日～11月2日
オ 質問書の回答	11月10日まで
カ 提案書類の受付	11月16日・17日
キ 第2回選定委員会	11月29日
ク 応募者への書類選考結果の通知	キの直後（※）
ケ 第3回選定委員会	12月13日
コ 選定結果の通知及び選定結果の公表	12月中旬（予定）
サ 仮協定の締結	12月下旬（予定）
シ 市会での指定管理者の指定議案の審査・議決	平成18年2月下旬（予定）
ス 協約の締結（指定管理者による管理開始）	平成18年7月1日

※ キの選考結果通知は、応募者が5者以上の場合にのみ行います。

このスケジュールは、選定の状況等により変更となる場合があります。

(2) 指定管理者の公募等の手続

ア 公募要項等の公開

平成17年10月7日から、公募要項、業務の基準、事業計画書その他提出書類の様式等を、市のホームページからダウンロードできます。

イ 公募説明会（施設見学会を兼ねる）の実施

公募に関する説明会を次のとおり開催します。

(ア) 開催日時 : 平成17年10月25日（火）午後2時から3時半まで

(イ) 会 場 : 横浜市総合保健医療センター 研修室A
(横浜市港北区鳥山町1735番地)

(ウ) 施設見学会 : 説明会終了後、センターの見学会を開催します。

(エ) 参加申込 : 参加を希望される団体は、10月20日（木）までに、公募説明会参加申込書（第23号様式）をEメールでご提出ください。着信確認後、申込確認のEメールを返信します。

なお、説明会及び見学会への参加は、各団体3名以内とします。

ウ 質問書の受付

公募要項等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(ア) 受付期間 : 平成17年10月26日（水）～11月2日（水）まで

(イ) 受付方法 : 質問書（第24号様式）をEメールで提出してください。

エ 質問書の回答

質問に対する回答は、原則として平成17年11月10日（木）までに、市のホームペー

ジに掲載します。

オ 提案書類の受付

事業計画書その他提出書類の受付を次のとおり行います。

(ア) 受付期間 : 平成17年11月16日(水)及び17日(木) 午前9時から午後5時まで

(イ) 受付場所 : 横浜市衛生局保健政策課地域保健係

(ウ) 受付方法 : 提出書類一式を直接お持ちください。

カ プレゼンテーション及びヒアリングの実施

応募受付が終了した段階で、

①応募者数が4者以下であれば第2回選定委員会で、

②5者以上の場合には、第2回選定委員会で4者以内に選定したうえ、第3回選定委員会でプレゼンテーション及びヒアリングを行います。詳細については、応募者に通知しますので必ず出席してください。

キ 第2回選定委員会(11月29日)

①応募者が4者以下の場合・・・書類審査、プレゼンテーション及びヒアリング審査

②応募者が5者以上の場合・・・書類審査で優秀提案者4者以内を選定

ク 第3回選定委員会

①応募者が4者以下の場合・・・審議、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

②応募者が5者以上の場合・・・書類審査の優秀提案者4者以内によるプレゼンテーション及びヒアリング審査、審議、優秀交渉権者及び次点交渉権者の選定

ケ 指定管理者の選定

選定委員会において、書類審査及びヒアリング審査等の結果をもとに、応募団体の中から、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行います。

コ 選定結果の通知及び選定結果の公表

審査終了後、選定の結果を速やかに応募団体に通知するとともに、選定の経過及び結果を市のホームページで公表します。

サ 仮協定の締結

優先交渉権者(もしくは次点交渉権者)との協議を踏まえ、指定管理予定者として横浜市との間で仮協定を締結します。

シ 指定管理者の指定

平成18年第1回市会定例会において、指定管理者の指定について承認を得た後、正式に指定を行います。

ス 協約の締結(指定管理者による管理開始)

指定管理者と横浜市との間でセンターの管理運営に関する協定を締結し、指定管理者による管理を開始します。(管理の開始は、平成18年7月1日を予定)

6 応募に関する事項

(1) 応募資格

営利を目的としない法人又はその他の団体で、次の条件をすべて満たすものとします。

ア 横浜市から指名停止処分を受けていないこと

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

- ウ 最近1年間、市税、法人税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
- エ 民事再生法に基づく再生手続の開始の申立をしていない者
- オ 選定委員が経営又は運営に関与していない者
- カ 個人でないこと

(2) 応募者の形態

営利を目的としない法人又はその他の団体を応募の対象とします。

また、営利を目的とする者を含む共同事業体は、対象となりません。共同事業体の形態をとる場合には、必ず代表の法人・団体を明記することとし、指定管理の協定締結にあたっては共同事業体の構成員すべてを協定当事者とします。応募後の連絡及び選定後の協議は、代表の法人又は団体を中心に行いますが、協定に関する責任は共同事業体の構成員すべてが負うことになります。

(3) 提出書類

応募者は、アからウの必要書類一式を、次の部数により提出してください。

- ファイリング、簡易製本等したもの（両面印刷） ……10部
- 留めたり、製本したりしていない原紙（片面印刷） ……1部

ア 指定申請書（横浜市総合保健医療センター条例施行規則別記様式）

イ 事業計画書（第1号様式から第18号様式）

ウ 事業者に関する書類

(ア) 団体の概要（第19・20号様式）

(イ) 共同事業体の場合は、共同事業体結成確認書兼委任状（第21号様式）

(ウ) 宣誓書（第22号様式）

(エ) 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

(オ) 法人にあつては、法人の登記簿謄本

(カ) 申請書を提出する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支計算書及び事業報告書

(キ) その他書類

a 法人の場合

- ・最近1年間の市税・法人税・消費税及び地方消費税の納税を証明するもの
- ・過去3年間の貸借対照表

b 法人以外の団体の場合

- ・過去3年間の収支計算書

(4) 留意事項

ア 接触の禁止

選定委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案についての接触を禁止します。接触の事実が認められた場合には、失格となることがあります。

イ 共同事業体の構成団体の変更

共同事業体で応募した場合、構成員の変更は原則として認めません。

ウ 応募の辞退

応募書類提出後に応募を辞退する場合は、辞退届（第25号様式）を提出してください。

エ 提案内容の変更の禁止

提出された書類の内容を変更することはできません。

オ 虚偽の記載をした場合の取扱い

提出書類の虚偽の記載があった場合は無効とします。

カ 提出書類の取扱い

提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

また、審査書類は「横浜市の保有する情報の公開に関する条例」に基づく情報公開の対象となります。

キ 費用負担

応募に関して必要となる費用は、応募者の負担とします。

7 審査及び選定に関する事項

(1) 選定方法

指定管理者の選定は、(2)に示す外部有識者から構成される5人の選定委員により行います。審査内容を審査して点数化し、その総合得点の最も高い応募者を優先交渉権者として選定します。ただし、評価項目のひとつでも評定点を過半数の委員が5点満点で1とした場合は、欠格とします。

(2) 横浜市総合保健医療センター指定管理者選定委員会

ア 選定委員会の役割

指定管理者の選定を公正かつ適正に実施するため、選定委員会を設置します。選定委員会では、応募者からの提出書類についての審査及びヒアリング審査等を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者の選定を行います。応募団体が5者以上の場合は、書類審査通過者の選定も併せて行います。

イ 選定委員会委員（五十音順 敬称略）

- | | |
|---------|---|
| ◎ 杉山 孝博 | 医療法人財団石心会 川崎幸クリニック 院長 |
| ○ 横倉 聡 | 東洋英和女学院大学 人間科学部人間福祉学科 教授 |
| おち とよこ | ジャーナリスト |
| 島田 輝江 | 東京都精神障害者家族会連合会 理事 |
| 新開 省二 | (財)東京都高齢者研究・福祉振興財団
東京都老人総合研究所
社会参加とヘルスプロモーション研究チーム リーダー |

※ ◎は委員長、○は副委員長

(3) 評価項目

評 価 項 目	配 点		
	評定点 (a)	比重 (b)	配点 (a×b)
1 基本的な考え方			15
(1) センターの役割についての考え方	5	1	5
(2) サービス提供にあたっての基本的な姿勢	5	1	5
(3) 施設の管理運営に関する基本的な考え方	5	1	5
2 事業計画			50
(1) 診療所の運営に関する事業計画	5	2	10
(2) 介護老人保健施設の運営に関する事業計画	5	2	10
(3) 精神障害者支援施設の運営に関する事業計画	5	2	10
(4) 安全管理についての考え方	5	2	10
(5) 各施設の連携についての考え方	5	1	5
(6) その他の事業計画	5	1	5
3 管理運営			35
(1) 市民サービス、業務水準の向上について	5	1	5
(2) 危機管理について	5	1	5
(3) スタッフの配置・シフトについて	5	1	5
(4) スタッフに求められる職能と人材育成について	5	1	5
(5) 指定期間中の収支計画	5	1	5
(6) 収入確保に向けた取組み	5	1	5
(7) コスト削減に向けた取組み	5	1	5

8 協定に関する事項

(1) 協定の締結

選定結果をもとに、市は、優先交渉権者と細目協議を行い、協議成立後、指定管理予定者として仮協定を締結します。その後、議会での承認を受けたうえで指定管理者として指定し、正式に協定を締結する予定です。

(2) 協定の内容

- ・指定期間に関する事項
- ・事業計画書に記載された事項
- ・利用料金に関する事項
- ・市は支払うべき経費に関する事項
- ・管理業務を行うにあたって保有する個人情報の保護に関する事項
- ・モニタリング及び事業報告に関する事項
- ・指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- ・リスク分担に関する事項
- ・緊急時の対応に関する事項

- ・その他市が必要と認める事項

(3) リスク分担の考え方

協約締結にあたり、市が想定する主なリスク分担の考え方は次のとおりです。これらは、帰責事由の所在が不明確になりやすいリスクについて、その基本的考え方を示したものです。

<リスク分担に対する基本的考え方>

種 類	リ ス ク の 内 容	負 担 者	
		市	指定管理者
法令等の変更	本事業に直接関係する法令等の変更	○	
事業の中止・延期	市の指示によるもの	○	
	指定管理者の事業放棄、破綻		○
不可抗力	天災・暴動等による履行不能	○	
許認可遅延	事業の実施に必要な許認可取得の遅延・失効(横浜市が取得するもの)	○	
	上記以外の場合		○
計画変更	事業内容の変更等	○	
運営費上昇	計画変更以外の要因による運営費用の増大		○
	急激な物価上昇	○	
施設損傷	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	補修にかかる費用が1件当たり100万円を超えない場合		○
	上記以外の場合	○	
性能不適合	協定により定めた要求水準に不適合		○
需要変動	想定できない特殊な事情が認められる場合	○	
	上記以外の場合		○
施設の利用不能等による利用料金収入の減少	指定管理者の責めに帰すべき事由による場合		○
	上記以外の場合(ただし、指定管理経費を減額する場合がある)	○	
減免による利用料金収入の減少	減免利用者が大幅に増加した場合や、減免対象者が拡大された場合	○	
	上記以外の場合(実績をもとに減免額を見込む)		○
施設利用者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により利用者に損害を与えた場合(不適切な施設管理による利用者のけが等)		○
	上記以外の場合	○	
第三者への損害	指定管理者の責めに帰すべき事由により周辺住民等に損害を与えた場合(不適切な運営管理による騒音・振動等の苦情等)		○
	上記以外の場合	○	

9 自己評価及び実績評価に関する事項

(1) 事業報告書の提出

指定管理者は、「業務の基準」に基づき事業報告書を作成し、市に提出します。

(2) モニタリングの実施

「業務の基準」に基づき、指定管理者がモニタリングを実施するほか、指定管理者の業務の実施状況等を把握するため、市は必要に応じてモニタリングを実施します。

(3) 自己評価の実施

指定管理者は、モニタリングの結果及び利用実績の分析等により、管理運営実績の自己評価を行い、市に提出します。なお、実施時期や項目等は、市と指定管理者で協議のうえ、定めるものとします。

(4) 市による改善勧告

(1)から(3)による報告等の結果、指定管理者が業務の基準を満たしていないことが明らかとなった場合は、市は、指定管理者が必要な改善措置を講じるよう指示又は是正勧告を行います。

10 関係法令等の遵守

業務の実施にあたって、関係する法令がある場合には、それらを遵守するものとします。法令等に改正があった場合は、改正後の法令等及び内容によるものとします。

- ・横浜市総合保健医療センター条例
- ・横浜市総合保健医療センター条例施行規則
- ・医療法
- ・介護保険法
- ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律
- ・横浜市個人情報の保護に関する条例
- ・個人情報の保護に関する法律
- ・地方自治法
- ・施設管理に関する各種法令
- ・その他関係する法令等

11 留意事項

(1) 個人情報保護に関して特に留意すべき事項

平成17年4月1日から個人情報の保護に関する法律が施行され、横浜市個人情報の保護に関する条例も改正されました。これに基づき、指定管理者は個人情報の取扱いに十分注意するとともに、職員等に対して必要な研修の実施など適切な対応を行う必要があります。

(2) 事故への対応に関して特に留意すべき事項

ア 指定管理者の責に帰すべき事由により、市又は第三者に損害を与えた場合には、指定管理者においてその損害を賠償すること。

イ センターにおいて事故が発生した場合に備えて、指定管理者はあらかじめマニュアルを定めるとともに、事故発生時には直ちにその旨を横浜市へ報告すること。

ウ 市と協議の上、必要と認められる場合には、損害賠償保険に加入すること。

(3) 管理運営状況の公開

センターの管理運営状況を明らかにするため、各年度ごとの事業報告、収支状況報告等の内容は、原則として公開します。

(4) 課税に関する事項

原則として、法人にかかる市民税、事業を行う者にかかる事業所税、指定管理者が新たに設置した償却資産にかかる固定資産税等が、課税対象となります。

12 その他

(1) 事業の継続が困難となった場合の措置

ア 市の責めに帰すべき事由による場合

市の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合、指定管理者に生じた損害は市が賠償するものとします。

イ 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市が行う業務の改善勧告に従わない場合など、指定管理者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難になった場合は、市は指定の取消しをすることができるものとします。その場合は、市に生じた損害は指定管理者が賠償するものとします。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

ウ 当事者の責めに帰することができない事由による場合

不可抗力等、市及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により、業務の継続が困難になった場合、事業継続の可否について協議するものとします。

一定期間内に協議が整わない時には、それぞれ、事前に書面で通知することにより協定を解除できるものとします。なお、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、本施設の管理運営業務を遂行できるよう、引継ぎを行うものとします。

エ 指定管理者の指定取消後の対応

指定管理者の指定取消後、次点候補者と、指定管理予定者としての協定締結について協議を行うことがあります。

(2) 鶴見川多目的遊水地について

センターの地下駐車場は、国土交通省が整備している鶴見川多目的遊水地としての機能を有するため、台風等により大雨が想定されるときは、閉鎖されることがあります。なお、施設そのものは人工地盤上に建設しているため、洪水時にも利用に供することができます。

(3) 協定書の解釈に疑義が生じた場合等の措置

協定書の解釈に疑義が生じた場合、又は協定書に定めのないことが生じた場合は、指定管理者と市は誠意を持って協議するものとします。

◆ 問合せ先 ◆

横浜市衛生局保健政策課 総合保健医療センター担当

TEL 045-671-2464 FAX 045-663-4469

E-mail ei-yccc-bosyu@city.yokohama.jp